

# 資料1

## 殺処分数削減に向けた取組(平成26年度重点取組方針)への取組状況について

評価(A:実施した B:実施したがまだ不十分 C:実施していない)

区分	No	取組		取組状況				総合評価
				県	広島市	呉市	福山市	
野良犬・野良猫対策(重点課題)	1	野良犬・野良猫対策の周知	行政機関、獣医師会、関係団体及び動物愛護推進員は野良犬・野良猫問題について、共通の認識を持ち、連携して飼い主や地域住民に対し「捨て犬、捨て猫、犬の放し飼いの禁止」「猫の屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「無責任な餌やり行為の禁止」について、よりわかりやすい方法で周知を図る。	関係市町とは特に密に連携を取り基本的に町内会単位でチラシ等配布、また、動物取扱業者及び譲渡協力愛護団体等には名刺サイズの啓発カードを配布している。	広報番組(2回)、市役所ロビー写真展(愛護団体共催)、パネル展示・リーフレット配布(休日譲渡会、動物愛護推進員活動等)、ホームページ等で周知した。	「捨て犬、捨て猫、犬の放し飼いの禁止」、 「猫の室内飼育の推奨」、 「不妊去勢手術の実施」、 「無責任な餌やりの禁止」について、 広報誌、ホームページ等で周知した。	ホームページにて犬猫の飼い方などの掲載、警察署に「動物を捨てることは犯罪である」のリーフレット連名の許可を取得した。	A
				A	A	A	B	
	2	地域における野良犬(野良猫)対策協議会の設立	市町及び地域住民に対し、野良犬・野良猫問題は地域が主体となって解決すべき問題であることを周知するとともに、長期的視野に立って連携して対策が検討できるよう市町または自治会単位での野良犬(野良猫)対策協議会の設立を支援する。平成26年度中にモデル地区を選定し、モデル事業を実施する(2地区程度)。	1市(1町)において区長会を通じ野良犬対策を協議し、各地区において大型サークルによる野良犬保護を実施している。また、飼主及び住民に対する適正飼育を主とした講習会の開催に向け市と連携し調整する。	現在のところ、特に野良犬対策協議会の設立が必要な地区はない。野良猫対策は、地域猫活動の推進により実施する。	現在、野良犬対策協議会は設立していない。野良猫対策協議会については、地域猫活動の推進に伴い、設置に努めている。	以前は工業団地内に野良犬協議会があり要望により保護作業を行っていた、野良猫対策は地域猫活動の推進により実施する。	B
				A	B	B	B	
	3	地域猫活動の推進	住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫活動について、平成26年度から行政機関、獣医師会、関係団体等で実施方法を検討した上でモデル地区を選定し、モデル事業を開始する(4地区程度)。	モデル地区を1か所選定し、今後実施の予定である。	活動の取組みを決定した2町内会をモデル地区とし、動物愛護団体の協力によりTNR等の活動を支援した。	地域猫活動について、モデル地区を選定し地域住民に対して啓発・説明を行った。	福山市猫との共生ガイドラインを作成しホームページに掲載、猫のエサやりさんから地域猫活動についての問い合わせはあったがモデル地区選定までには至っていない。	B
				B	A	B	B	

区分	No	取組	取組状況				総合評価
			県	広島市	呉市	福山市	
野良犬・野良猫対策(重点課題)	4	引取る犬猫に関する情報の収集 地域住民から所有者不明の犬猫を引取る際に、餌やりをしている人や野良犬の親の居場所を把握するなどのために、引取る犬猫に関する情報の収集に努める。	当所に直接連絡あるいは持参の場合は勿論、定時定点経由で収容された場合も必要に応じ拾得者から情報収集し、これを指導啓発及び保護作業に活用している。	猫の引取りの際に餌やりの詳細な情報は収集できなかったが、市民からの苦情により餌やりの指導を実施した。	引き取る犬猫に関する情報を申請書に記入してもらっている。	犬の場合は親犬確認及びよく見かける場所の聞き取り、猫の場合は所有者不明なのか、エサやりの情報を聞き取った。	A
			A	B	A	A	
飼犬・飼猫対策	5	引取拒否できる旨のただし書きの適正な運用 動物愛護管理法の改正により終生飼養の原則に反すると認められる犬猫の引取りについて、拒否できる旨のただし書きが追加されたため、動物愛護(管理)センター窓口や定点においてこれを適正に運用し終生飼養の徹底を図る。	飼主からの引取り依頼の相談は必ず動物愛護担当職員が対応し、動物に特に問題がなければ新しい飼主を探そう指導し、終生飼養の啓発に努めている。	特別の理由がある場合を除き、引取りを求めると譲渡先を探そう促し、終生飼養を行う愛護団体を紹介した。	終生飼養の原則に反すると認められる犬猫の引き取りを拒否し、新しい飼主を探そう指導している。	終生飼養の原則に反する犬猫の引取りの拒否を行い、飼い犬飼い猫の終生飼養の徹底を行った。	A
			A	A	A	A	
	6	飼主責任の周知 飼犬・飼猫は終生飼養することが大原則であるが、どうしても飼えなくなった場合に、安易に動物愛護センターに引取りを求めるのではなく、「自分で譲渡先を探そう飼主責任において対処する。」という考え方を行政、獣医師会、関係団体等の共通認識とし、飼主・住民に周知を図る。	関係市町へはリーフレットの配布及び広報等により、住民への啓発に協力依頼しているが、獣医師及び推進員には今年度狂犬病予防担当会議及び推進員の意見交換会において協力依頼していく。	ホームページで周知し、飼い主から引取りを求められた際に説明を行った。	ホームページ、広報誌により周知を図り、どうしても飼えなくなった場合に新しい飼い主を探そう指導した。	市の広報及びホームページ、動物愛護のつどいにて周知した。	A
			A	A	A	A	

区分	No	取組		取組状況				総合評価
				県	広島市	呉市	福山市	
飼犬・飼猫対策	7	元の所有者への返還の推進	飼主不明の犬猫が、円滑に元の所有者に返還できるようにするため、所有者情報を犬猫に取り付けるよう啓発する。また、迷子の犬猫の写真を載せるなどホームページの迷子の犬猫情報の充実を図り、飼い主への返還に努める。	迷子札等の装着は当所HP及びリーフレット等で啓発している。また、迷子情報は約1週間当所HPに写真及び収容時の状況等掲載している。今年度(12月末現在)HPを見て返還に至ったのは犬では約1割あった。	ホームページや、関係団体の協力により迷子札づくりを通して啓発した。迷子の犬猫の写真をホームページに掲載した。	所有者情報を犬猫に取り付けるようホームページ及び広報誌で啓発した。ホームページに迷子の犬猫の写真を載せたり、ボランティアがブログに写真や拾得情報を載せて、飼い主への返還に努めた。	動物愛護センターのホームページに迷子動物の情報を掲載している。	A
				A	A	A	A	
譲渡の推進	8	団体譲渡の推進	動物愛護団体と連携し、団体への譲渡を積極的に行う。	迷子犬はほぼ100%団体に譲渡している。また、子犬子猫も引取ってもらうよう協力依頼している。	一般の譲渡に向かない野良猫、問題行動のある犬、高齢犬等を譲渡した。	団体譲渡開始に向けての準備を行っている。	個人ボランティア、愛護団体と連携し譲渡を行っている。	A
				A	A	C	A	
	9	ホームページの譲渡情報の充実	個人への譲渡を推進するため、ホームページへ譲渡用動物の写真を掲載する。また、県、広島市、呉市、福山市の譲渡情報を相互にリンクさせるなどホームページ情報の充実を図る。	当所HPに譲渡用犬猫の情報を極力詳細に掲載し、また、来訪者向けに各犬猫の情報をボード上に貼付し窓口に設置している。当所HPの譲渡情報をリンクしている管内市町もある。	犬猫の写真と特徴を掲載し、県内の譲渡情報をリンクさせ、民間のマッチングサイトにリンクを貼ってもらった。歩道に面した敷地に譲渡情報の掲示板を設置した。	ホームページに譲渡用犬猫の写真を載せたり、ボランティアがブログに写真を載せて、新しい飼い主の募集に努めた。	動物愛護センターのホームページに譲渡動物の情報写真を掲載している。	A
				A	A	A	A	

区分	No	取組		取組状況				総合評価
				県	広島市	呉市	福山市	
教育との連携	10	命を考える動物愛護教室の推進	<p>県動物愛護センターが実施している動物愛護教室について、保育園、幼稚園、小学校低学年を対象とした「動物とのふれあいを中心とした動物愛護教室」から、徐々に小学校高学年以上を対象とした「命を考える動物愛護教室」にシフトしていく。また、「命を考える動物愛護教室」の講習内容を教育委員会に周知する。</p>	<p>「命を考える動物愛護教室」は、例年とほぼ同数の依頼があった。また、県教育委員会及び管内の私立小中高校長に開催の案内を出した結果、県立高校1校から依頼があった。</p>	<p>小学校低学年対象に「ふれあい教室」を実施した。動物愛護団体と連携し、命を考えさせる高校生ボランティア活動を定期的に行なった。</p>	<p>来年度から実施を計画している動物の命の大切さをテーマとした「いのちの教室」について、準備のため教育委員会に説明を行った。</p>	<p>福山市内の公立小学校78校「動物愛護教室」に関するアンケートを実施、私立小学校1校で「命の授業」を実施、愛護のつどいにて高校生ボランティアを活用した。</p>	B
				A	B	C	B	

区分	No	取組		取組状況		総合評価
				県獣医師会		
教育との連携	11	学校飼育動物の適正飼養講習の推進	<p>県獣医師会が実施している学校飼育動物の適正飼養講習を継続的に取り組む。</p>	<p>「小学校飼育動物巡回指導要領」を定めて、小学校において命の大切さ等の教育を目的として動物を飼育している学校からの要望があれば、定期的に巡回して、保健衛生知識の普及及び適正飼養等について指導し、動物福祉の向上と教育目的を達成できるよう努めている。また、児童、保護者、教職員を対象として講習会も開催している。現在指定校は、広島市5校、呉市3校、東広島市2校</p>		B
				B		